

議案第12号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(適用除外)</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>指定都市等及び事務処理市町村の区域</u>については、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>特例市及び事務処理市町村の区域</u>については、適用しない。</p>						
<p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分</td><td>その本家者の継続所有地<u>若しくは区分決定日以前から宅地であった土地の区域又はその本家者等の自己用住宅の敷地から50メートル以内にその敷地の全部若しくは一部がある建築物が連たんしている区域（いずれも、本家者等の居住する町等の区域</u></td><td>略</td></tr> </table>	1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分	その本家者の継続所有地 <u>若しくは区分決定日以前から宅地であった土地の区域又はその本家者等の自己用住宅の敷地から50メートル以内にその敷地の全部若しくは一部がある建築物が連たんしている区域（いずれも、本家者等の居住する町等の区域</u>	略	<p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分</td><td>その本家者の継続所有地<u>又は区分決定日以前から宅地であつた土地（いずれも、本家者の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域内に所在するものに限る。）の区域</u></td><td>略</td></tr> </table>	1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分	その本家者の継続所有地 <u>又は区分決定日以前から宅地であつた土地（いずれも、本家者の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域内に所在するものに限る。）の区域</u>	略
1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分	その本家者の継続所有地 <u>若しくは区分決定日以前から宅地であった土地の区域又はその本家者等の自己用住宅の敷地から50メートル以内にその敷地の全部若しくは一部がある建築物が連たんしている区域（いずれも、本家者等の居住する町等の区域</u>	略					
1 市街化調整区域（区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分	その本家者の継続所有地 <u>又は区分決定日以前から宅地であつた土地（いずれも、本家者の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域内に所在するものに限る。）の区域</u>	略					

決定日以後に取得したもの、区分決定日以前に所有していた者から区分決定日以後に相続により取得したものその他これらと同様の事情にあると認められるものを含む。）をいう。以下同じ。）を有し、当該継続所有地に建設された自己用住宅に居住している者（以下「本家者」という。）又はこの項の規定その他の法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者（以下これらを「本家者等」という。）と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの（本家者等と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。）が、自己用住宅を建設する目的

又はこれに隣接する町等の区域に限る。）

決定日以後に取得したもの、及び区分決定日以前に所有していた者から区分決定日以後に相続により取得したものを含む。）をいう。以下同じ。）を有し、当該継続所有地に建設された自己用住宅に居住している者（法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者を含む。以下「本家者」という。）と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの（本家者と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。）が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該本家者の居住する市町村の区域内に他に当

		(当該継続居住困難者、その同居者又はその <u>本家者</u> 等が、当該 <u>本家者</u> 等の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。) (1)～(3) 略 <u>(4) 就職等に伴う県外からの移住</u> (5) 略		該継続居住困難者の自己用住宅とすることができます建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。) (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u>	
	3 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその <u>本家者</u> 等が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすること	略	3 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその <u>本家者</u> 等が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすること	略	

	<p>とができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。) (1)～(3) 略</p>		<p>とができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。) (1)～(3) 略 (4) <u>本家者と同居し、又は同居していた2親等以内の親族</u></p>	
	<p>略</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条<u>第17項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第</p>	<p>略</p>	<p>略</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条<u>第15項</u>に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第</p>	

6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的			6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	
11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的	幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）	店舗、事務所その他これらに類する建築物	11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的	幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）
12 次のいずれかに該当する者が、建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）に居住する目的（その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町	空家の敷地の区域	建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物		

村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限り、第1号に掲げる者（農業者を除く。）にあっては、当該空家の所有権を取得する場合に限る。）
(1) 県内に移住しようとする者であって、過去5年間県内に居住したことがないもの
(2) 現に耕作する農地の存する市町村に移住しようとする農業者であって、過去5年間当該市町村に居住したことがないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第10項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。